

富士市広告入り足拭きマット設置募集要項

富士市では、市庁舎の入口に設置する広告入り足拭きマット（以下「広告マット」といいます。）の設置希望者を募集します。

- 1 募集内容 市庁舎入口への広告マット設置希望者
- 2 申込書提出期間 令和8年 4月 1日（水）午前8時30分から
令和8年 4月22日（水）午後5時15分まで
（郵送の場合期間内必着）
- 3 設置期間 令和 8年 7月 1日（水）から
令和11年 6月30日（土）までの3年間
ただし、引き続き掲載を希望する場合は、1年単位で、最大2年間延長が可能です。
- 4 設置箇所 静岡県富士市永田町1丁目100番地 市庁舎の下記場所
①市庁舎1階西口（風除室）
②消防防災庁舎1階正面玄関（風除室）
③市庁舎1階東側エレベーターホール
④市庁舎2階東側エレベーターホール

5 広告マット寸法・規格

| 設置番号 | 設置場所 | 寸法(c m) | | 形状 | 面積 | 枚数 | 備考 |
|------|------------------------|---------|-----|-----|------|----|------|
| | | 縦 | 横 | | (㎡) | | |
| ① | 市庁舎1階 西口（風除室） | 290 | 90 | 長方形 | 2.61 | 2 | 2枚1組 |
| ② | 消防防災庁舎1階 正面玄関 （風除室） | 150 | 90 | 長方形 | 1.35 | 2 | 2枚1組 |
| ③ | 市庁舎1階東側 エレベーターホール | 101 | 380 | 長方形 | 3.84 | 1 | |
| ④ | 市庁舎2階東側 エレベーターホール | 82 | 380 | 長方形 | 3.12 | 1 | |

- ・材料はナイロン、アクリル等を使用し、パイル長は10ミリメートル程度とすること。ただし設置番号③④は、厚さ6ミリメートル程度の屋内専用マットとすること。
- ・防災又は難燃性の加工が施されているもの（面積が2平方メートルを超える広告マットについては、財団法人日本防火協会の検査済みで、防災マークが付けられているもの）
- ・吸塵性能及び吸水性能を有するもの。
- ・広告マットの縁に約20ミリメートル幅のゴムを付けること。
- ・広告マットは両面テープで床に貼り付けること。
- ・リサイクル可能なものであること。

- ・設置申込書に添付する「設置する広告マットのデザイン原稿及びその内容を説明したもの」には、仮の文字フォント・色・背景色で提出すること。

※ ①、②の設置場所について

- ・中央1列に点字ブロックが設置されています。この点字ブロックの両側に広告マットを2枚設置していただきます。
- ・2枚1組の広告マットのデザインは、それぞれが別のデザインとしてもさしつかえありません。
- ・公告マットの端、四分の一のスペースに別紙1に示す富士市図柄を掲載いただきます。

※ ③、④の設置場所について

- ・中央1列に点字ブロックが設置されています。この点字ブロックの東側に広告マットを設置していただきます。
- ・広告マットの両端八分の一ずつに③は、「総合案内は2階です」、④は、「いただきへの、はじまり 富士市」の文字を掲載して頂きます。（別紙2参照）
- ・広告マットの広告の向きは縦長でも可とし、設置する際の上下方向は、180度回転可とします。

6 予 定 価 格 事後公開

7 申 込 方 法 等 設置希望箇所の申込みとし、提出書類等詳細については「富士市広告入り足拭きマット設置に関する取扱要領」及び「富士市広告入り足拭きマット入札説明書」のとおりとします。

8 遵 守 事 項 「富士市広告掲載に関する指針」、「富士市広告掲載に関する基準」および「富士市公告入り足拭きマット設置に関する取扱要領」を遵守すること。

9 設置料の納付 設置者が決定し、契約を締結した後、市が指定した日までに市が発行する納付書により年額を一括で納入して頂きます。

10 その他

- ・広告マットの清掃・取替等の維持管理は、設置者にて行って頂きます。その際に要する費用は、設置者が負担するものとします。
- ・デザイン中に画数の多い漢字等を掲載する場合、大きさにより読めなくなる場合もあります。細かい図柄を使用されたい方は事前にメーカー等に確認した上でご応募ください。

●申し込み及び問い合わせ先

富士市役所 資産経営課（市役所7階南側）

〒417-8601

静岡県富士市永田町1丁目100番地

電話 0545-55-2726

FAX 0545-51-1479

E-mail : za-shisankeiei@div.city.fuji.shizuoka.jp

赤枠内を参考としてください



設置場所① 市庁舎 1階 西口（風除室）

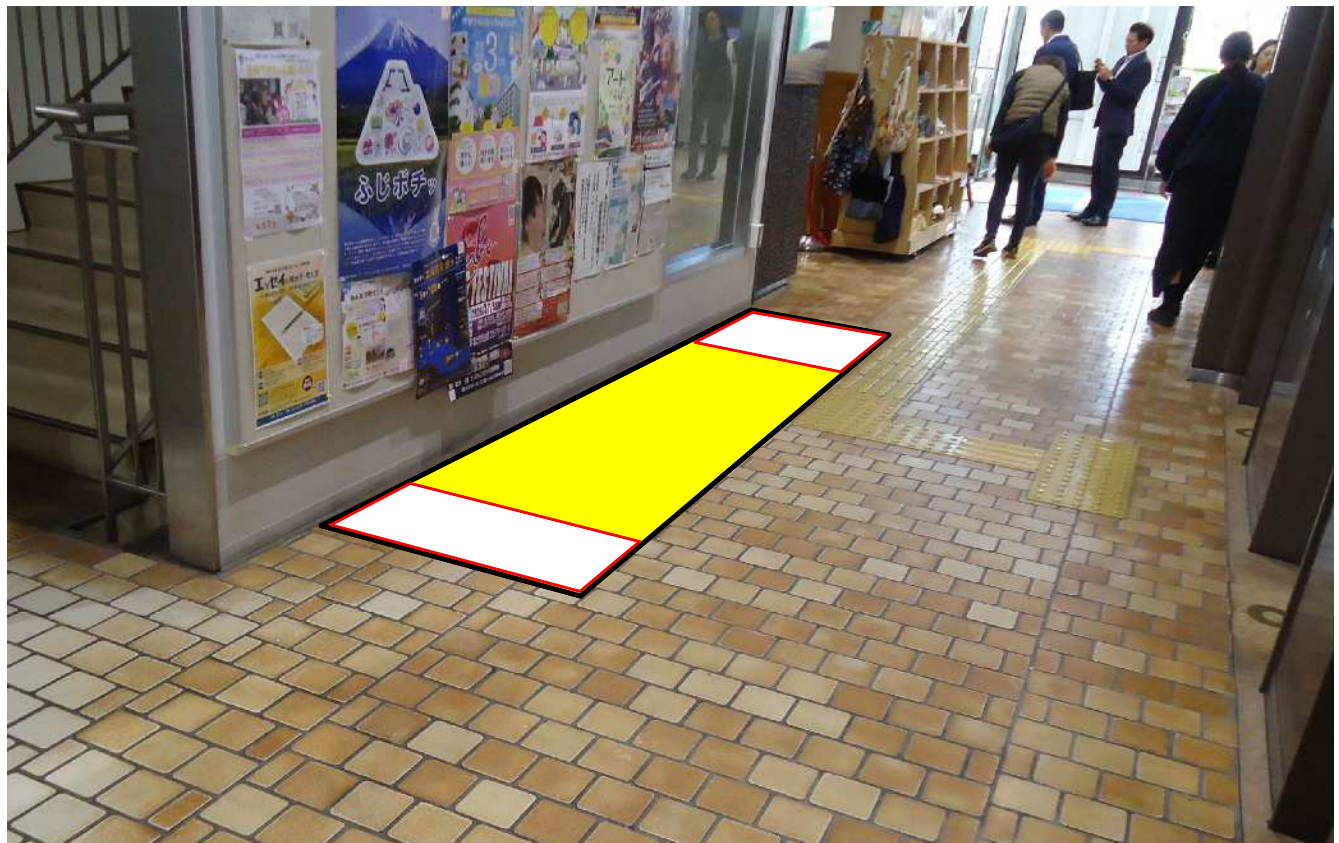


設置場所② 消防防災庁舎 正面玄関（風除室）

赤枠内に市が指定する文字を掲載していただきます。

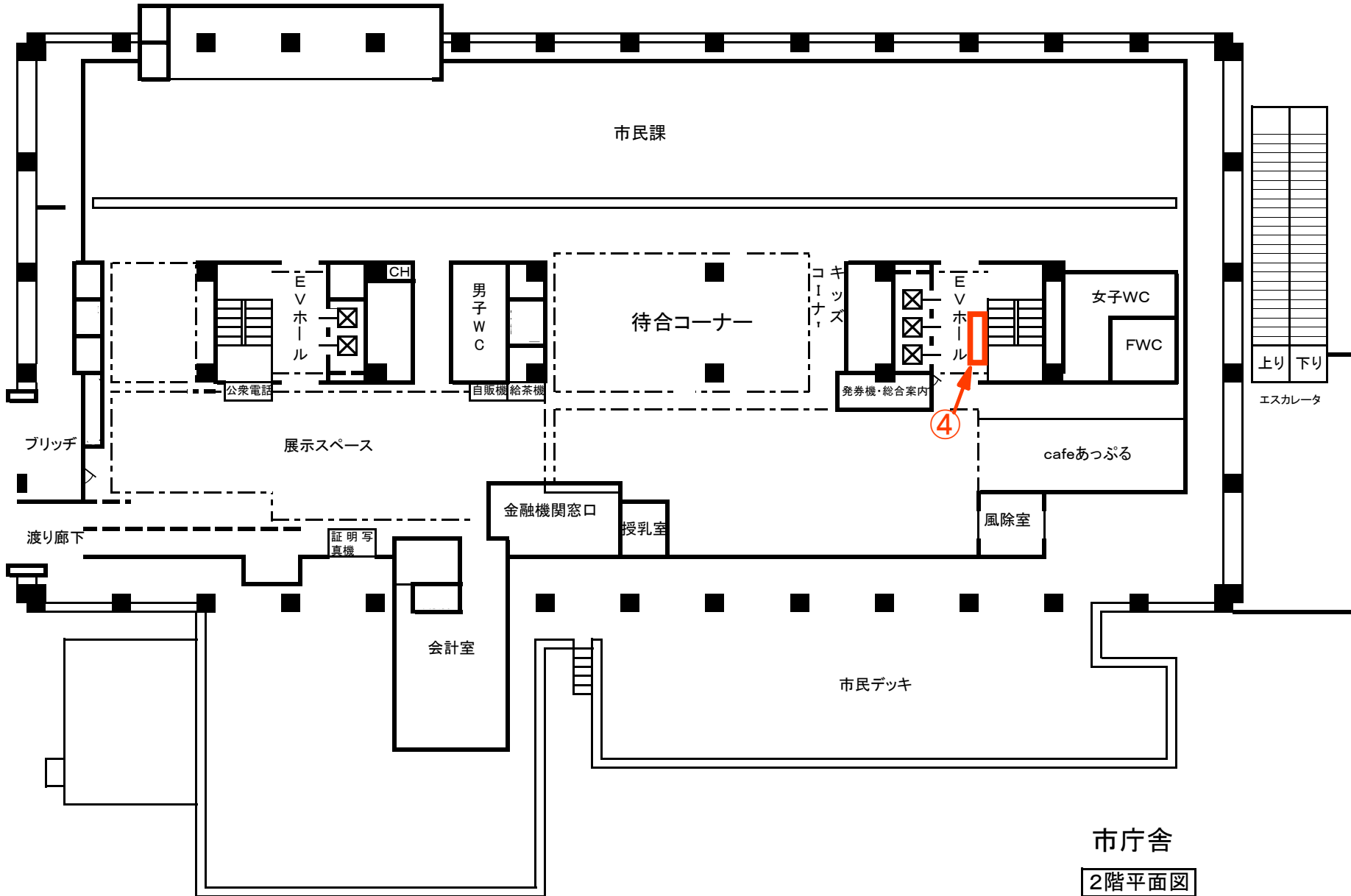


設置場所③ 本庁舎 1階エレベーターホール



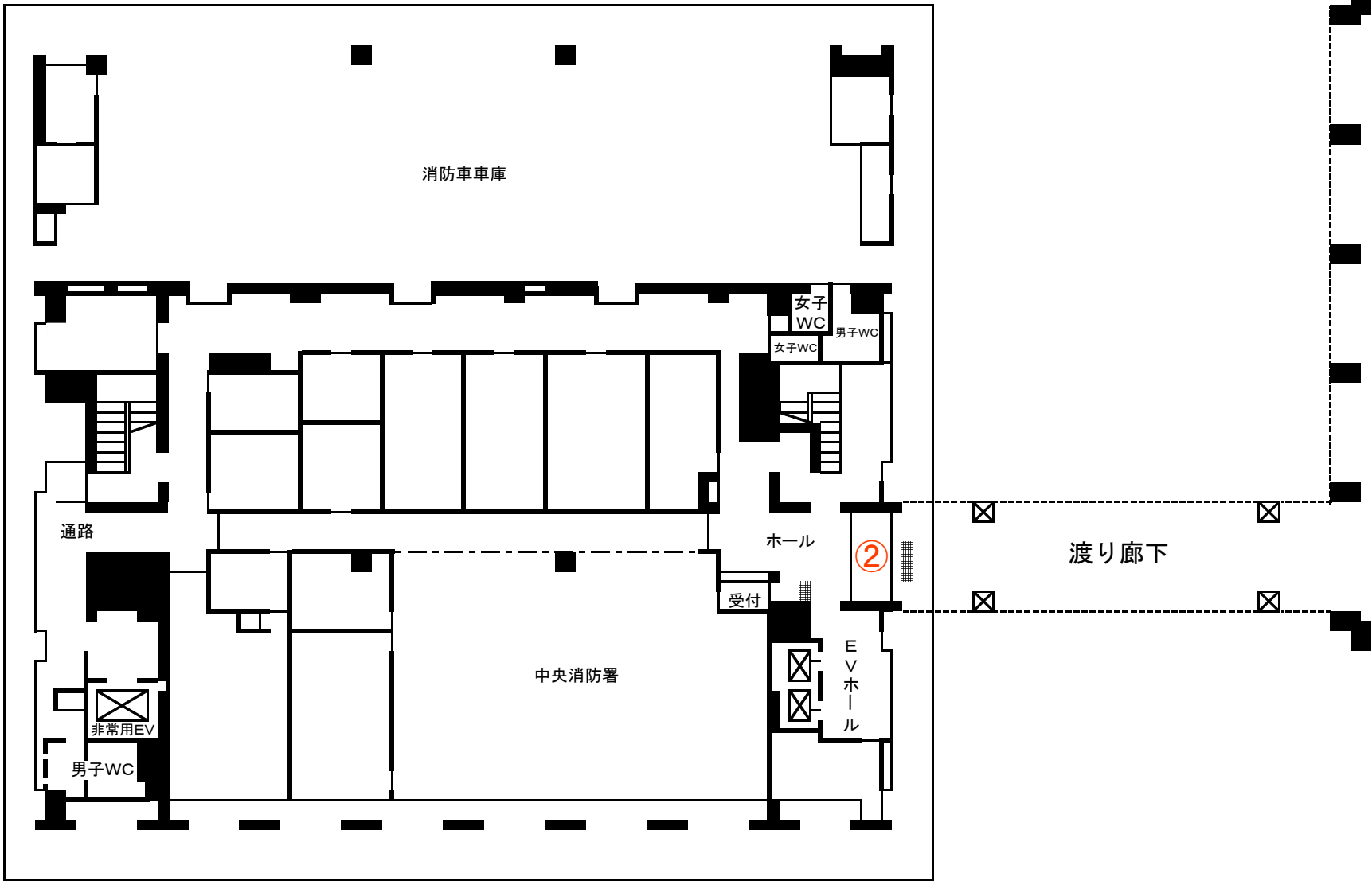
設置場所④ 本庁舎 2階エレベーターホール

広告マット設置場所



市庁舎
2階平面図

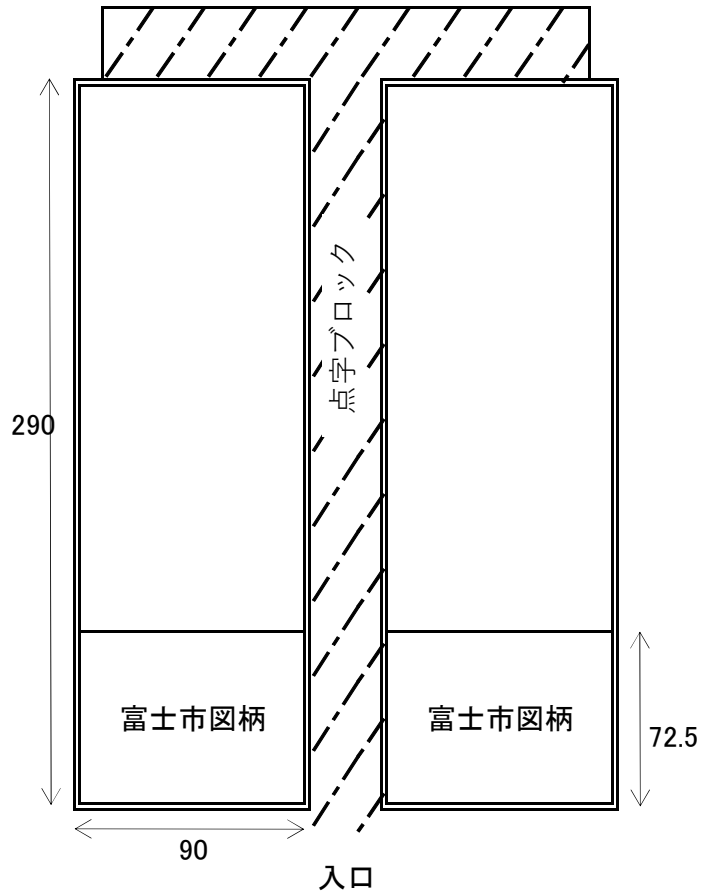
広告マット設置場所



消防防災庁舎

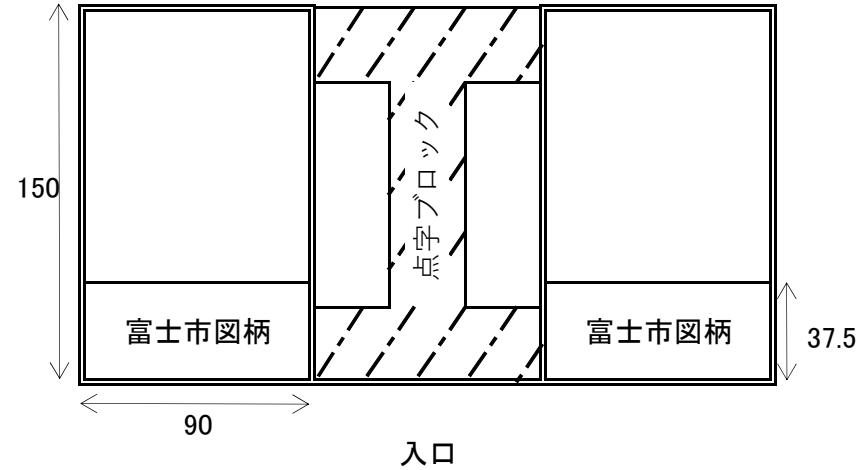
1階平面図

設置場所①
市庁舎1階 西口(風除室)



設置場所②
消防防災庁舎1階 正面玄関(風除室)

寸法【cm】

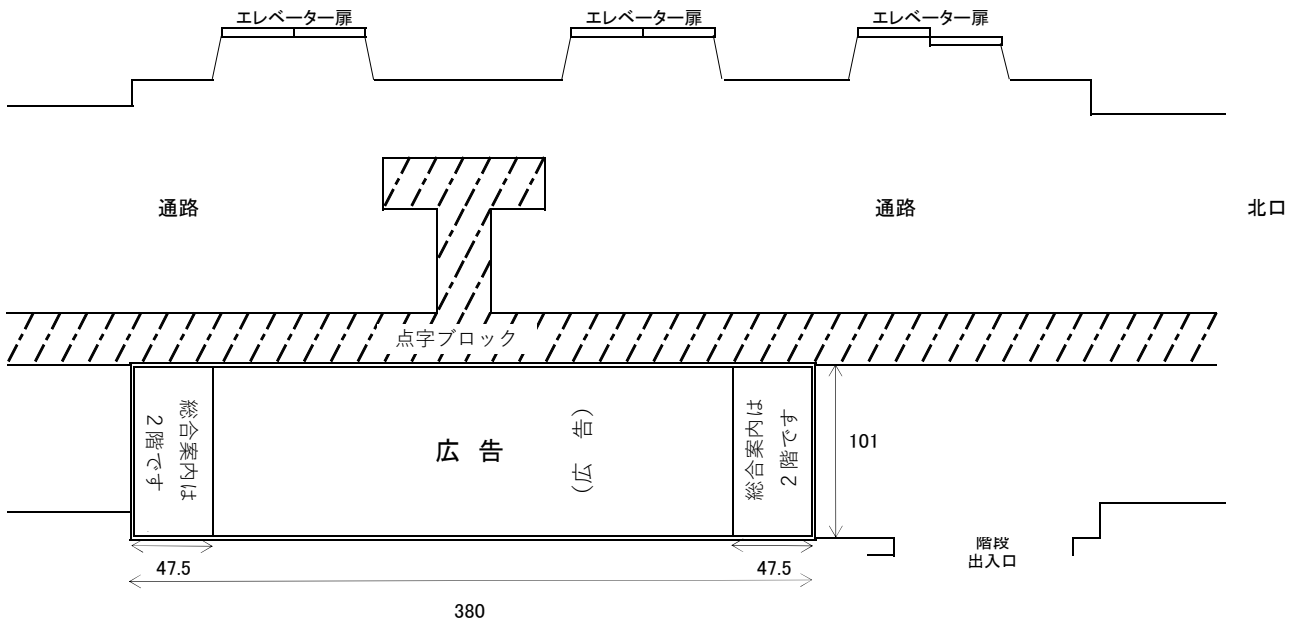


【設置場所①②について】

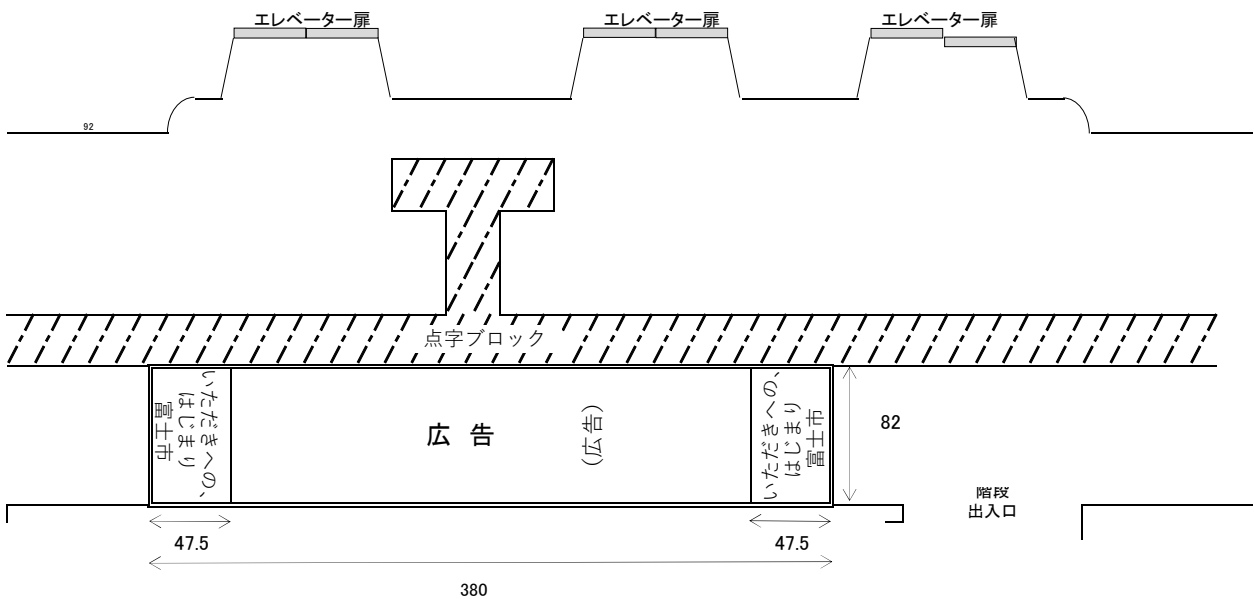
設置場所①は、広告マットの富士市図柄スペースに下記の図柄を掲載すること。
設置場所②は、「いただきへの、はじまり富士市」の文字のみ記入でも可とする。



設置場所③ 市庁舎1階東側エレベーターホール



設置場所④ 市庁舎2階東側エレベーターホール



【設置場所③④について】

- ・広告マットの広告の向きは縦長でも可とする。
 - ・広告マットを設置する際の上下方向は、180度回転可とする。
 - ・設置場所③は、富士市図柄は入れずに、広告マットの両端に「総合案内は2階です」の文字を入れ、
 - ・設置場所④は、「いただきへの、はじまり 富士市」の文字を入れる。
- ④の例示は3行で表記しているが、2行であっても構わない。
 文字フォント・色・背景色などは落札者と詳細を協議して決定する。
 設置申込書に添付する「設置する広告マットのデザイン原稿及びその内容を説明したもの」には、
 仮の文字フォント・色・背景色で提出すること。